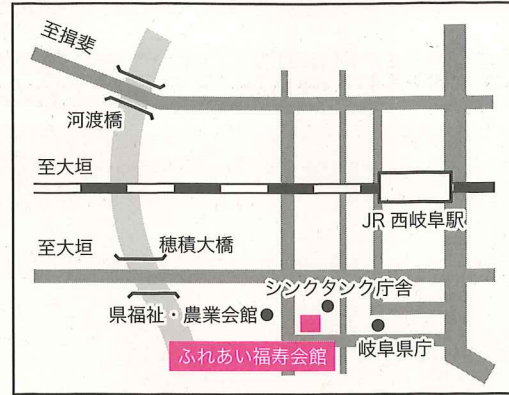


～交通事故・犯罪被害でお困りの方はご相談下さい～

■ 岐阜県県民生活相談センター ■

- 所在地：岐阜市藪田南 5-14-53
(ふれあい福寿会館 (県民ふれあい会館) 1 棟 5 階)
- 電話番号：058-277-1001
- 相談日：月曜～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
- 相談時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

※県民生活相談センターでは、交通事故に関する損害賠償額の算定、示談の仕方、自賠責保険の請求方法などの法律的な問題について、専門の相談員がアドバイスに応じるほか、交通事故被害者や犯罪被害者が直面する諸問題を援助するために適切な機関・団体をご紹介します。



犯罪の被害による心の悩み等はこちらへご相談ください

警察本部 犯罪被害者相談室… TEL 0120-870-783 (フリーダイヤル)
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター… TEL 0120-968-783 (フリーダイヤル)

●秘密は厳守
●相談無料



交通事故巡回相談 (10時～15時・完全予約制)

場 所	相 談 日	所 在 地
可茂総合庁舎	毎月第2金曜日	美濃加茂市古井町下古井2610-1
多治見市役所	毎月第1・第3木曜日	多治見市日ノ出町2-15
飛騨総合庁舎	毎月第4水曜日	高山市上岡本町7-468

※交通事故巡回相談は完全予約制です (予約が入らない場合は開催しません)。相談を希望される方は、上記相談日の前日までに県民生活相談センターに電話でお申し込みください。

～交通遺児激励金へのご寄附のお願い～

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金をお渡ししています。

趣旨に賛同いただき、ご協力をしてくださる方は、岐阜県環境生活部環境生活政策課地域安全室 (TEL 058-272-8205) まで、ご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成25年度10月末、順不同)

(株)キフ加藤製作所様 第12回厚八中学校卒業生同窓会様 中濃消防組合交通安全青年部会様 Dream Power実行委員会様
(株)アスピカ様 ぎふ長良川走ろう会様 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会様 神岡鉱業(株)猛打会様 可児秀雄様

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体

官公庁等	岐阜県専修学校各種学校連合会 青少年・地域・福祉団体等	岐阜県自動車販売店協会 岐阜県自動車軽自動車商協同組合 岐阜県軽自動車協会 岐阜県中古自動車販売協会 岐阜県レンタカー協会 岐阜県自動車車体整備協同組合 岐阜県自動車電装品整備商工組合 軽自動車検査協会岐阜事務所 岐阜県二輪車安全普及協会 損害保険料率算出機構岐阜自動車自賠責損害調査事務所 自動車事故対策機構岐阜支所 (一社)日本損害保険協会自動車保険請求相談センター 自動車安全運転センター岐阜事務所 岐阜県自動車共済協同組合 岐阜県サイクリング協会 岐阜県農業機械商業協同組合 (公財)日本道路交通情報センター岐阜センター (一社)日本自動車連盟岐阜支部 (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	岐阜県産商生活衛生同業組合 岐阜県料理生活衛生同業組合 各ライオンズクラブ 各ロータリークラブ (一社)岐阜銀行協会 岐阜県信用金庫協会 岐阜信用組合協会 岐阜県弁護士会 (一社)岐阜県医師会 岐阜県歯科医師会 岐阜県農業会議 岐阜県農業協同組合中央会 (一社)ぎふ総合健康センター (一社)岐阜県観光連盟 岐阜県経営者協会 (一財)岐阜県消防協会 (公財)岐阜県防犯協会 (一社)岐阜県警備業協会 (一社)岐阜県危険物安全協会 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議連合会 岐阜県商工会連合会 (一社)岐阜県建設業協会 岐阜県砂利協同組合 岐阜県石油商業組合 岐阜県森林組合連合会 岐阜県木材協同組合連合会 岐阜県小売販販組合連合会 岐阜県生コンクリート工業組合 全岐阜県生活協同組合連合会	岐阜県民共済生活協同組合 交通安全関係団体 各市町村交通安全対策協議会 岐阜県交通安全女性協議会 各交通安全女性団体 各幼児交通安全クラブ (一財)岐阜県交通安全協会 各地区交通安全協会 報道機関 日本放送協会 岐阜放送(株) 中部日本放送(株) 東海テレビ放送(株) 東海ラジオ放送(株) 名古屋テレビ放送(株) 中京テレビ放送(株) 岐阜新聞社 中日新聞社 毎日新聞社 朝日新聞社 読売新聞社 日本経済新聞社 中部経済新聞社 産経新聞社 日本工業新聞社 日本工業新聞社 時事通信社 共同通信社 岐阜エフエム放送(株)
岐阜県 岐阜県警察 岐阜県教育委員会 各市町村 各市町村教育委員会 岐阜地方検察庁 中部運輸局岐阜運輸支局 岐阜地方気象台 岐阜労働局 中部地方整備局各事務所 岐阜地方務局 岐阜地方裁判所 岐阜家庭裁判所 岐阜県市長会 岐阜県町村会 岐阜県市議会議長会 岐阜県町村議会議長会	岐阜県自治連絡協議会 岐阜県保護司会連合会 岐阜県少年団体連絡協議会 (公社)岐阜県青少年育成県民会議 (特非)岐阜県青年のつどい協議会 岐阜県公民館連合会 岐阜県社会福祉協議会 (財)岐阜県地域女性団体協議会 岐阜県老人クラブ連合会 (一社)岐阜県聴覚障害者協会 (一財)岐阜県身体障害者福祉協会 (一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	その他の関係団体 岐阜県美容業生活衛生同業組合 岐阜県理容生活衛生同業組合 岐阜県美容浴場業生活衛生同業組合 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 岐阜県酒類飲食業生活衛生同業組合 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合 岐阜県飲食生活衛生同業組合	教育関係団体等 岐阜県都市教育長会 岐阜県町村教育長会 岐阜県保育研究協議会 岐阜県高等学校長協会 岐阜県小学校長会 岐阜県中学校長会 岐阜県公立幼稚園長会 岐阜県私立幼稚園連合会 岐阜県PTA連合会 岐阜県高校PTA連合会	

平成25年
年末の交通安全県民運動
実施要綱

スローガン 無事故で年末 笑顔で年始

実施期間
12/11水～20金



運動の目的
年末は、夕暮れから夜間(16:00～20:00)いわゆる魔の時間帯)にかけて高齢者を中心とした交通弱者(歩行者・自転車)が被害となる交通事故が増加する傾向にあるほか、忘年会シーズンを迎え、飲酒運転による重大な事故の発生が懸念されます。また、県下では未だシートベルト・チャイルドシート非着用による死亡事故が後を絶ちません。本運動は、これらの傾向を踏まえ、地域ぐるみで重点事項に取り組むことで、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

魔の時間帯
16:00～20:00
事故が集中!!

- 運動の重点
- 夕暮れ時と夜間(特に魔の時間帯)における交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

岐阜県交通安全対策協議会
事務局：岐阜県環境生活部環境生活政策課 地域安全室 地域・交通安全係
TEL:058-272-8205 (直通)

運動重点の推進事項

1. 夕暮れ時と夜間(特に魔の時間帯)における交通事故防止

① 推進項目

- (1) 誰もが「明るい服装・反射材用品着用」の推進
 (2) 「トワイライト・オン(早めのライト点灯)」キャンペーンの推進
 (3) 交通弱者保護意識の醸成の推進 (4) 自転車利用者のルール遵守とマナー向上の推進

～点灯時間の目安～ 早めのライト点灯
12月 ▶ 16:00 (日没約30分前)

② 推進要領

推進区分	推進内容
家庭・地域では	○夕暮れ時や夜間に外出する際は、全ての人々が、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ服装や靴・鞆など、持ち物に夜光反射材用品等を着用するように促し、被害に遭いやすい高齢者や子どもには特に強く勧める。 ○自転車も「車両」であるということを認識し、自転車の交通ルールの遵守やマナー向上について家族で話し合い、子どもが自転車に乗るときはヘルメットを着用させる。 ○老若男女問わず「自分の身は自分で守る」意識の醸成を図る。
職場では	○自転車通勤者等に対して、自転車の交通ルールの遵守やマナー向上などを呼びかけ、安全利用の徹底を促す。 ○帰宅時間に重なる、いわゆる「魔の時間帯」に重大な事故が多発していることを周知し、事故防止を図る。
学校では	○「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール、交通マナーの周知徹底を図る。 ○特に交通事故に直結する交差点での一時不停止、信号無視違反の重大性を認識させるとともに、携帯電話使用、ヘッドホン使用、傘差し等の禁止規定を理解させる。 ○自転車の安全確保のための点検・整備の励行と、夕暮れ時における前照灯の早め点灯を指導する。 ○児童生徒に正しい交通ルールを身に付けさせるとともに、ドライバーとの「アイコンタクト(目と目で合図)」で安全を確認するよう指導する。 ○OMSリーダーズを中心とした高校生による自主的な交通安全啓発活動等を各地域、各団体等と共に推進する。
運転者は	○歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、夕暮れ時の早めのライト点灯(「トワイライト・オン」キャンペーン)や前車・対向車がない場合のライト向上走行を励行するとともに、安全な速度で通行するなど、ゆとりある運転を心がける。 ○子どもや高齢者(歩行者・自転車利用者)に対する減速・徐行等による思いやりのある運転をする。

2. 飲酒運転の根絶

① 推進項目

- (1) 「乗り合わせ」「スリーチェック」キャンペーンの推進
 ※スリーチェックとは… ① 二日酔いではないか ② 帰宅手段の確認 ③ 運転者の確認
 (2) ハンドルキーパー運動等の推進

② 推進要領

推進区分	推進内容
運転者は	○「これくらいなら」「少しの距離だから」という安易な気持ちを捨て、飲酒運転をしない。 ○飲酒を伴う会合には車で出かけず、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等の利用や家族に送迎を依頼する。 ○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量、飲酒時間に配慮する。
家庭・地域では	○飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合う。 ○飲酒が予想される会合等に車で出かけるのを控える。 ○朝、車で出かける際に二日酔いでないか確認する。 ○各種会合、行事等の機会に飲酒運転の根絶を呼びかける等、「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」に努める。 ○酒類提供者等と協力して車を運転して帰る人には絶対に酒類を提供しない。 ○酒席の会合等を開催する際は、出席者に対しては車で来ないようあらかじめ通知する。
職場では	○朝礼、研修会などの機会を活用し、事業主、安全運転管理者などが中心となって、飲酒運転防止の指導を徹底する。 ○飲酒を伴う会合等では、帰宅方法を確認するなどして車を運転しないよう徹底する。 ○自動車運送事業者の営業所等においては、アルコール検知器を備え適正な検査をする。
酒類提供者は	○車を運転する客には酒類提供をしない。飲酒した客には車を運転させない。 ○店舗では、飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起およびハンドルキーパー運動を促進する。



3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

① 推進項目

- (1) 後部座席シートベルト着用徹底の推進 (H25 着用率約30%、被害軽減率約67%【岐阜県警調べ】)
 (2) シートベルト等の着用効果体感事業の推進

② 推進要領

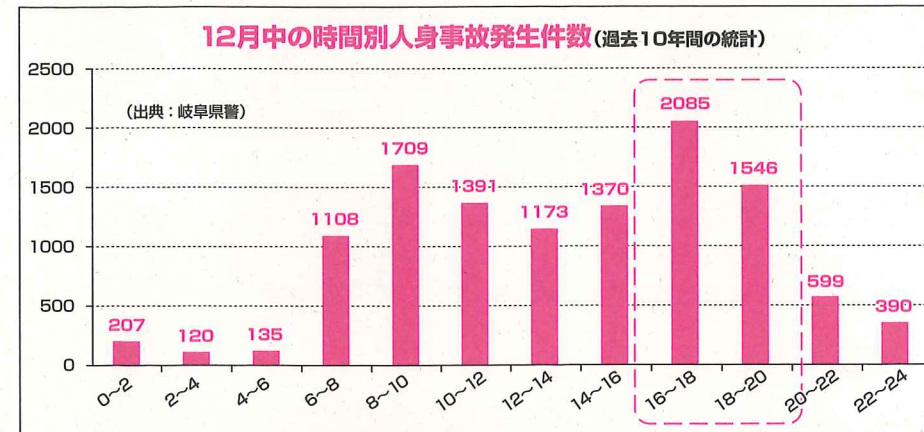
推進区分	推進内容
運転者・同乗者は	○運転者自身がシートベルトを着用することはもちろん、後部座席も含めて全同乗者にシートベルト、6歳未満の子どもにはチャイルドシートを着用する。
家庭では	○自動車を出かける際は、シートベルト・チャイルドシートの着用の声掛けを行う。
地域・職場では	○車外放出などシートベルト非着用時の危険性を各種会合で話し、全ての座席のシートベルト着用を指導する。



各重点資料

夕暮れ時と夜間(特に魔の時間帯)における交通事故防止

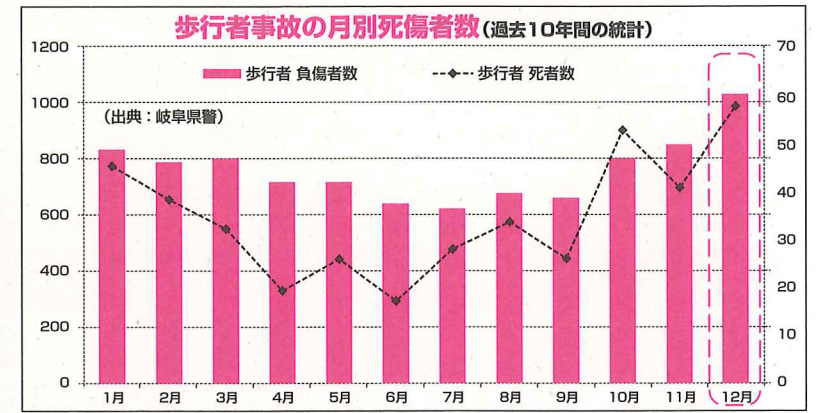
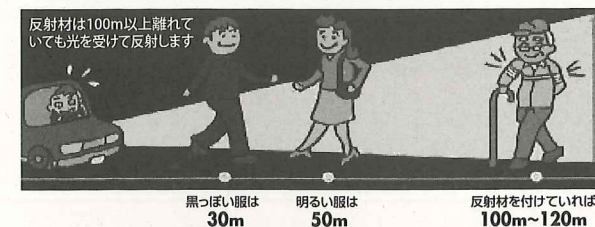
12月は1年のうちで最も交通事故(人身事故)が多い月



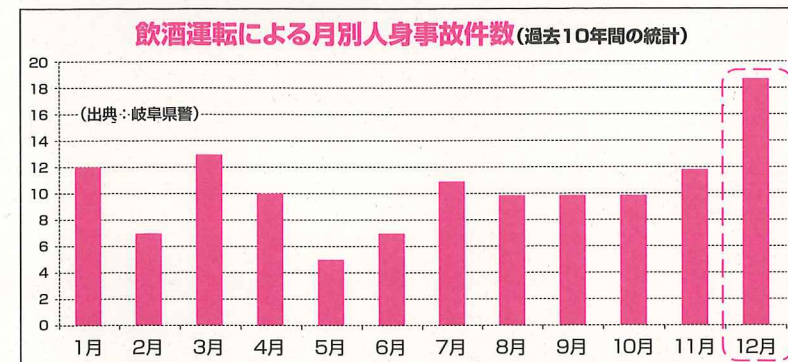
左グラフは、12月中に発生した過去10年間における人身事故(含;死亡事故)の時間帯別件数です。



右グラフは、過去10年間における歩行者の月別死傷者数です。死者、負傷者とも12月に最も多くなっています。誰もが明るい服装で、反射材等の光る物を身につけましょう。



飲酒運転の根絶



12月は1年のうちで最も飲酒運転による事故(人身事故)が多い月

飲酒関係事故 (H25.10末現在)

死亡事故	2件 (前年比 マイナス 4件)
人身事故	49件 (前年比 マイナス 15件)

件数は減少していますが、未だ根絶には至っておりません。飲酒運転は悪質な犯罪ということを十分認識し、地域ぐるみで根絶を目指しましょう。



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

H25のシートベルト着用率調査(一般道)

●運転席	98.5%
●助手席	95.2%
●後部座席	32.1%

もし、ジェットコースターに「一番前の席だけシートベルトをして、あとの席はしなくていい」というルールがあったとして、あなたはベルト無しで乗りますか???...車も危険性は同じです。

平成25年10月末現在、全死者数108人中、自動車乗車中の死者は47人で、そのうち非着用者は28人でした。この中でもシートベルトを着用していれば命が助かったと思われる人は21人でした。(軽減可能率:約75%)



◆ 自転車利用者に対する指導強化について

平成26年1月から、これまで口頭注意による指導に止めていた14歳未満の自転車利用者にも「自転車安全指導カード」による指導が行われます。